

地方交付税総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が直面している医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスや、道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。
3. 地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、財政自主権を蔑ろにするものであり、これまで国を上回る大幅な人員削減による総人件費の削減などの不断の行財政改革を実施している地方として容認できるものではない。今後は、国と地方の十分な協議を経ないまま地方交付税の一方的な削減等は厳に行うべきではないこと。
4. 基準財政需要額の算定及び見直しに当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、人口動態の変化や行政区域の拡大、市街地の分散化等、都市自治体の実情を的確に反映し、算定方法の再構築を図ること。
5. 基準財政収入額の算定に当たっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補てん措置を講じること。
6. これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付

団体を含め、確実に財源措置を講じること。

7. 特別交付税の算定に当たっては、各都市自治体の特別な財政需要に十分配慮すること。